

## 関西広域連合委員会の運営に係る申し合わせ(案)

広域連合は、法律上、独任制の広域連合長が運営することとされているが、関西広域連合では、その運営に構成団体の多様な意見を反映させるため、規約において、合議機関である広域連合委員会を設置し、広域連合長はその意見を尊重し広域連合の運営にあたることとしている。

広域連合委員会においては、広域連合長のもと、広域行政を担う責任ある執行の仕組みとして一体性を確保する必要があること、また、構成団体間に意見の相違があれば広域連合の運営に支障を来すことから、その運営は、下記により行うことを申し合わせる。

### 記

広域連合委員会は、委員間で十分な協議、調整を行い、全委員の合意による運営とする。

ただし、事業の実施について、一部委員の合意が得られない場合は、広域連合としての一体性の確保に支障を来さないように最大限配慮しつつ、協議により、一部府県が事業に参加しないなどの取扱を行えるものとする。

平成 22 年 12 月 4 日